

II 若年者を中心とした「人間力」強化の推進 220億円

1 若者人間力強化プロジェクトの推進

150億円

(1) 若者の人間力を高めるための国民運動の推進 (新規) 2億円

若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者に働くことの意義を実感させ、働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、地域社会、政府等の関係者が一体となり、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動を展開する。

(2) 学生生徒に対する職業意識形成支援、就職支援の強化 23億円

○ 無償の労働体験等を通じての就職力強化事業 (ジョブバースポート事業) の創設 (新規) 96百万円

ボランティア活動など無償の労働体験機会に関する情報の収集・提供を行うとともに、これらの活動の実績等を記録する「ジョブバースポート」を開発し、企業に対する働きかけ等を通じ、これらの活動実績が企業の採用選考に反映されるよう普及を図る。

○ 小中高校生向けの職業意識形成支援事業の充実 7.6億円

ハローワークが産業界と連携し学校において実施している、キャリア探索プログラム、ジュニアインターンシップ等小中高校生を対象とした職業意識形成支援事業について、対象校の拡大や職場体験活動に係るコーディネート機能等の充実を図る。

○ 大学及び大学生に対する就職支援の強化 2.3億円

大学間・学生間の格差の拡大が認められる大学等卒業者の就職環境を踏まえ、大学等就職担当職員の技能向上や大学等と職業安定機関との連携強化を図るとともに、学生職業総合支援センターシステムの拡充等により未内定学生と未充足求人のマッチングの促進を図る。

(3) 若年者に対する就職支援、職場定着の推進 125億円

○ 若年者に対する就職実現プランの策定による個別総合的支援の実施 26億円

若年の雇用保険受給者を対象に、再就職に向けた求職活動計画(就職実現プラン)を個人毎に作成し、これに基づき個別総合的な相談援助を重点的に実施する。

○ 若年者試行雇用事業の拡充 96億円

学卒未就職者等を対象に、短期間(3か月以内)の試行雇用を通じ、早期の常用雇用の実現を図るため、若年者試行雇用事業を拡充実施する。

対象者数 51,000人 → 60,000人

○ 職場定着を推進する施策の充実（新規）

3. 3 億円

中小企業等における若年労働者の職場定着促進のため、地域の業界団体が主体となつた若年労働者の相互交流、企業人事管理者を対象とした講習等の取組を促進するとともに、インターネット等を通じて、働くことに関わる幅広い相談に身近に応ずる体制を整備する。

2 若者自立・挑戦プランの推進

（1）地域の関係者との連携による若年者雇用対策の推進

2.6 億円

若年者のためのワシントップサービスセンター（ジョブ・カフェ）において、新たに若年者の主体的な企画による就職支援活動や、インターネットを活用した相談・助言を行う等、就職支援機能の一層の強化を図る。

III 高年齢者等の雇用・就業対策の充実

854 億円

1 65歳までの雇用機会の確保

4.96 億円

（1）「65歳雇用導入プロジェクト」（仮称）の創設
改正高齢者雇用安定法の円滑な施行を図るため、賃金・人事待遇制度の見直しや継続雇用制度の導入促進について事業主団体を通じて指導・相談を行う。

2 中高年齢者の再就職支援の推進

8.5 億円

（1）年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業の強化

3. 1 億円

年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、高年齢者等の募集・採用から職場定着するための体制づくりに係る好事例の収集・分析等を活用した個別企業に対する相談・援助等の支援や幅広い普及啓発を行う。

3 高年齢者の多様な就労の促進

2.73 億円

（1）シルバー人材センター事業の拡充

1.41 億円

高齢者が生きがいを持って地域社会で生活するため、定年退職後等において、軽易な就労を希望する高齢者に対し、高齢者の意欲や能力に応じた就労機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業を拡充する。

（参考）子育て支援事業の拡充 7. 6 億円

高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う実施活動拡点を拡充する。

235 指点 → 267 指点

IV 障害者等の雇用・就業支援の充実

91億円

1 精神障害者に対する雇用対策の強化

(1) 精神障害者に対する総合的雇用支援の実施（新規）

精神障害者の復職・雇用促進、在職精神障害者の雇用継続に取り組む事業主に対し、総合的・体系的な支援を行うとともに、精神障害者の職業生活への移行を円滑に図るための支援技法を開発する。

2 多様な形態による障害者の就業機会の拡大

(1) ITを活用した在宅就労支援事業者（ハーチャル工房）への支援（新規）

在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用し、在宅で就労するための訓練の支援を行う事業者（ハーチャル工房）に対する補助事業（障害保健福祉部予算案）と連携して、同工房に対する技術指導等にかかる支援を実施する。

(2) 障害者試行雇用事業の拡充

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するため短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

対象者数 4,200人 → 6,000人

3 雇用と福祉の連携による障害者施策の推進

(1) 地域における福祉的就労から一般就労への移行の促進（新規）66百万円

ハローワーク、福祉施設、地域障害者職業センター等の関係機関の緊密な連携の下に、授産施設等の福祉施設で就労している障害者の一般就労への移行を支援する事業を創設する。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

障害者に対する就業及び日常生活に係る相談、助言等を実施する「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

80か所 → 90か所

7. 9億円

9億円

6. 3億円

2. 9億円

4 ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進 11億円

(1) ホームレス就業支援事業（仮称）の創設（新規）

野宿生活を余儀なくされているホームレスのうち自立の意思がある者を対象に地方公共団体と民間団体が連携を図りつつ、就業機会の確保を図る事業を創設する。